

05 森林・林業再生基盤づくり交付金[新規]

【6,406（一）百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について支援を行います。

<背景／課題>

- ・「日本再生戦略」に掲げられている、地域に根差した農林漁業の活性化を図るため、森林・林業分野においては、持続的な森林経営の確立と木材の安定供給体制を構築することが必要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づき、木材生産の低コストで効率的な作業システムの整備や効率的な木材加工・流通体制の整備等を図る必要があります。
- ・また、地域資源を活用した新たな産業の創出により地域の活性化を図るとともに、公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、地域材の活用を促進する必要があります。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上（4割（21年度）→6割（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<主な内容>

1. 再生基盤の整備等

以下のメニューについて都道府県に対し一体的に支援します。

- ① 高性能林業機械等の整備
- ② 木造公共建築物等の整備（公共建築物等木材利用促進法に基づく方針を策定した市町村に対し、川上と川下が一体となった、地域材を利用する公共建築物の整備を支援）
- ③ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等）
- ④ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等）
- ⑤ 林業担い手等の育成確保

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体）

2. 市町村広域連携支援

上記1の①、②の事業に加えて、森林づくり活動基盤の整備（実習林等フィールド整備等）、特用林産振興施設等の整備（ほだ場整備等）、木材加工流通施設の整備等について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援します。

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：市町村、民間団体）

※ 1の事業のほか、省エネ性能の高い建物を普及促進する「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業」（経済産業省）において、省エネに資する木造建築物等のモデルについても採択します。

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055（直））]

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規）

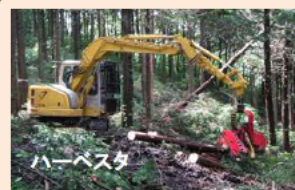
【6,406百万円】

◇「森林・林業再生プラン」の実現に向け、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを目的として、必要な施設・機械の整備等を支援します。

＜主な支援内容＞

●高性能林業機械等の整備

森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の整備を支援します



●木造公共建築物等の整備

公共建築物等木材利用促進法に基づく方針を策定した市町村に対し、川上と川下が一体となった、地域材を利用する公共建築物の整備を支援します

木造化



木質内装化



●市町村広域連携支援

県境を越えて、複数の事業主体が連携して実施する木材加工流通施設等の整備等を支援します

木材加工流通施設等の整備



森林づくり活動基盤の整備



特用林産物振興施設等の整備



▲山地防災情報の周知

▲森林資源の保護

▲林業担い手等の育成確保

山地防災情報の周知 講習会の開催



森林資源の保護



林業担い手等の育成確保



○ 高性能林業機械による素材生産量の割合 6割（H27）
○ 木造公共建築物の木造率 24%（H27）

ハード事業（主要三本柱に重点化）

ソフト事業